
市が出資する主な団体

1. 株式会社奈良市清美公社 - 465-
2. 奈良市市街地開発株式会社 - 466-
3. 公益財団法人
奈良市生涯学習財団 - 467-
4. 一般財団法人
奈良市総合財団 - 469-

(1) 目的

公共への奉仕をモットーに積極的に生活環境の保全と美化の推進に寄与するために、奈良市等からの受託事業として、し尿収集運搬、公園・広場等の清掃、ごみ収集運搬、犬・猫等動物の捕獲運搬及び飼育等の業務を行う。また、受託外事業として、浄化槽の清掃の業務を行う。

(2) 設立

昭和38年10月25日 設立

(3) 所在地

大安寺西三丁目10番21号

(4) 資本金及び奈良市出資率

資本金 10,000,000 円 出資率 100 %

(5) 組織

代表取締役 ――― 常務取締役 ――― 取締役 ――― 監査役

(6) 事業概要**① 受託事業**

- し尿収集運搬及び手数料徴収業務
- 公園・広場、公衆便所、地下道等の清掃に関する業務
- 家庭ごみ、再生資源の収集運搬、焼却灰の運搬に関する業務
- 犬・猫等の動物捕獲・運搬・飼育に関する業務

② 受託外事業

- 浄化槽の清掃に関する業務

(1) 目 的

市内において再開発事業により建築された施設の管理及び商業床の管理運営と近鉄学園前駅南地区再開発ビル管理組合の業務代行を実施し、新しい都市拠点形成に寄与するため、奈良市市街地開発株式会社を設立している。

(2) 設 立

昭和63年5月31日 設立

(3) 所 在 地

三条本町8番1号

(4) 資本金及び奈良市出資率

資本金 100,000,000 円 出資率 100 %

(5) 組 織

取締役社長 —— 事業課

(6) 業務概要

- ① 市街地開発事業により建築された施設の管理運営及び管理組合の業務代行
- ② 前号に関連または付帯する事業

3. 公益財団法人奈良市生涯学習財団

【地域教育課】

(西部会館市民ホールに関しては文化振興課)
(男女共同参画センターに関しては共生社会推進課)
(児童館に関しては放課後児童育成課)

(1) 目的

生涯学習・社会教育及び児童福祉に関する各種の事業を行うことにより、市民の学習機会の提供と学習活動の支援を行い、自己の学習意欲と能力の醸成、教養の向上、健康の増進及び情操の純化を図り、もって地域の生活・文化の振興及び福祉の増進に寄与する。

また、奈良市から指定を受けて、公民館、男女共同参画センター、西部会館市民ホール及び児童館の管理運営を行う。

(2) 設立

平成13年3月1日 設立

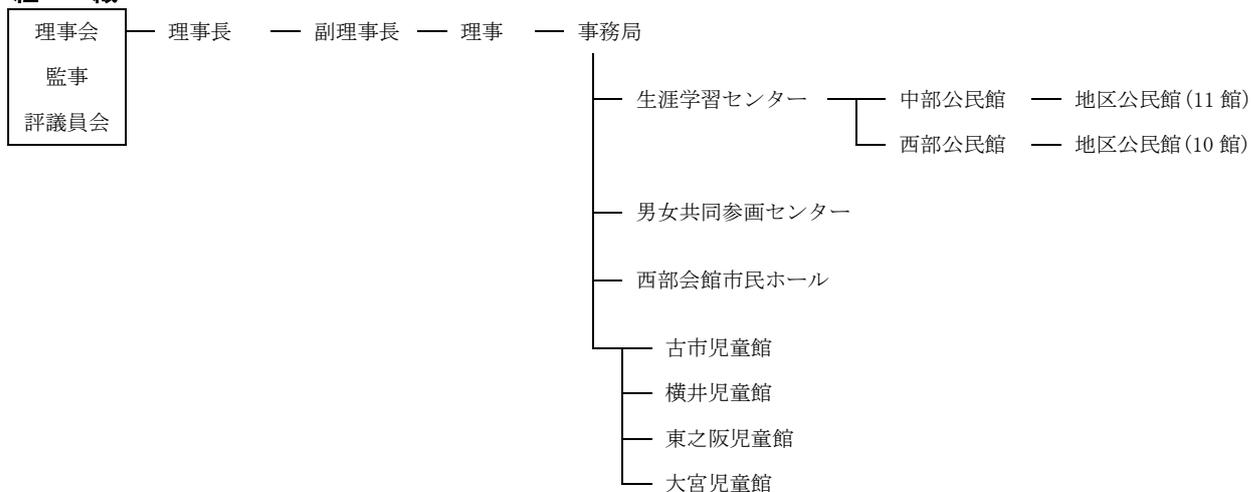
(3) 所在地

杉ヶ町23番地

(4) 基本財産及び奈良市出資

基本財産 50,000,000 円 出資率 100 %

(5) 組織



(6) 事業概要

ア 自主事業

奈良市の関連諸施策や多様な関係機関との連携を図り、多様な学習ニーズに応えることのできる学習機会の提供をめざす。また、当財団の取組をより多くの人々にPRするとともに外部収入を獲得するため、職員の特技や専門性を生かし、講師派遣等の事業展開を行う。さらに、自主財源の確保と事業内容の充実のため、外部資金による事業開催にも取組を進める。

イ 協定事業

○公民館事業

奈良市から指定を受けて、①教養・文化・国際交流、②教育・福祉・人権、③芸術・芸能、④科学・情報・産業技術、⑤家庭生活・市民生活・娯楽、⑥健康・衛生・環境、⑦体育・スポーツ・レクリエーションの7分類にわたり、416の公民館事業を開催する。また、地域の拠点である公民館の機能強化と、市民の立場に立った施設運営を図るとともに、公民館の適正かつ効率的な管理運営を行う。

○男女共同参画センター事業

奈良市から指定を受けて、男女共同参画社会を推進するための活動拠点として、市民の男女共同参画社会への意識の向上を図り、それぞれの能力を発揮できる豊かで活力ある社会の形成を促進することを目的とした事業を展開する。

○西部会館市民ホール事業

奈良市から指定を受けて、市民の文化の向上を図り、もってふれあい豊かな地域社会づくりに寄与することを目的とした事業を展開する。

○児童館事業

奈良市から指定を受けて、児童の権利に関する条約に掲げられた精神及び児童福祉法の理念にのっとり、児童の心身の健やかな成長・発達及びその自立が図られることを地域社会の中で具現化することができるよう、児童館の運営を行う。運営に当たっては、保護者をはじめとする地域の人々とともに、年齢や発達の程度に応じて、子どもの意見を尊重し、その最善の利益が優先して考慮されるよう子どもの育成に努める。

(7) 財団の特色

専門的かつ技術的指導のできる職員を配置し、多種多様な講座を展開している。

4. 一般財団法人奈良市総合財団

【財政課】

(1) 目的

文化・スポーツ・武道の普及振興事業、「ならまち」の歴史・文化資産等を活用した地域振興事業及び中小企業勤労者に対する福祉事業を行い、もって文化の創造及び福祉の増進に寄与することを目的とする。

(2) 設立

平成23年8月1日 設立

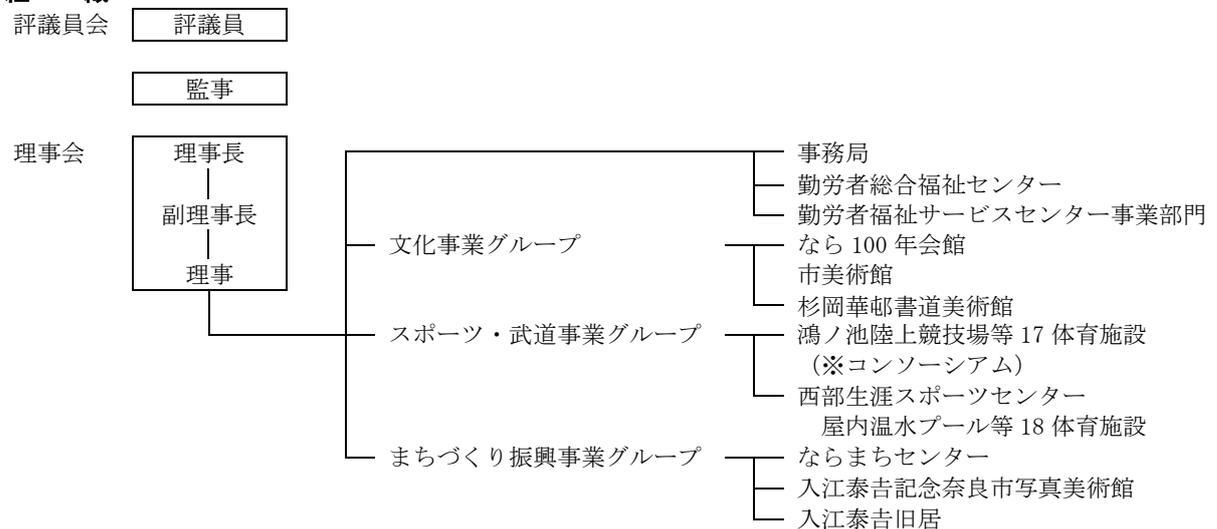
(3) 所在地（事務局）

三条本町13番1号

(4) 基本財産及び奈良市出資率

基本財産 50,000,000 円 出資率 100 %

(5) 組織



(6) 事業概要

ア 施設管理運営事業

奈良市が設置する42の施設の指定管理者として、あらゆる人にとって利用しやすい施設を目指し、適正かつ公正・公平で効率的な利用者の視点に立った管理運営を行う。

イ 財団の目的並びに施設の設置目的に即した事業の実施

① 文化振興事業

国際文化観光都市奈良の文化の向上及び発信に努め、市民の美術鑑賞と創作活動の活性化による地域社会づくりへの寄与を目的とした事業

② スポーツ・武道振興事業

奈良市が策定した「奈良市スポーツ推進計画」に沿ってスポーツ・武道の普及振興を図り、青少年の健全育成、利用者の心身の健全な発達に寄与するための事業

③ まちづくり振興事業

なら・まほろば景観まちづくり条例に基づく奈良町都市景観形成地区を中心とした「ならまち」において地域文化を振興するとともに伝統的文化、芸能を継承することにより「ならまち」の活性化と市民文化の発展に寄与するための事業

④ 勤労者福祉サービス事業

地域経済の担い手である中小企業勤労者を対象に、福祉の向上及び余暇活用の充実、生活の安定を図るための総合的な福祉事業